

個人の尊重を柱として主権在民・平和主義・基本的人権の保障を原則とする日本国憲法が施行されて丸 70 年。あの大戦を生き抜いた方々、敗戦後に生まれた方々、そして日本の侵略戦争で多大な被害を被った諸外国の方々、思いはさまざまでしょう。

この間、「改憲」論が何度もでしたが、そのたびに反対する国民の声にかき消されてきました。しかし今日「改憲」発議を可能とする勢力が国会で3分の2を超え、「改憲」が現実になりそうな状況です。

日本国憲法の柱は「個人の尊重」であり、その理念の下でわたしたちの生活に直接関係するさまざまな法令が作られ、運用されています。

当会は、名称のとおり、「子どもの育ちとそれに関する法制度を考える会」ですが、子どもの育ちにかかわる基本法として教育基本法（教育分野）、児童福祉法（福祉分野）、少年法（司法分野）があります。

いずれも日本国憲法の柱である個人の尊重を基盤においた子どもの成長を支援するものであり、「戦後改革」の一環として制定されました。そのことは、教育基本法の前文、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」に代表されています。これらは戦後多大な機能を果たしてきました。

しかしながら 2000 年に少年法が「改正」されました。この「改正」当時、法相が「少年事件は戦後日本社会の鏡。憲法改正、教育基本法の見直しを含め、責任や義務、個と全体との関係を、新しい日本のあり方として求めていくことが重要」と発言——すなわち「個人の尊重ばかりで“公”は顧みられない、権利ばかりで義務をないがしろにしている、そういう風潮が少年非行を生み出しているのだ」という意味でしょう——をしました。およそ非科学的言説ですが、こうした発言は、個人の尊重を柱とする日本国憲法が嫌いな方々——「戦後レジームからの脱却」と声高に主張する方々がよくします。

2006 年には上記の方針をすすめるため教育基本法が「新教育基本法」として「改悪」、制定されました。「新教育基本法」は、教育の目的を「真理と平和を希求する人間の育成」から「真理と正義を希求」に変え、教育の目標として「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する・・・態度を養うこと」などが掲げられました。こうした「改正」後それらに沿った運用がなされていますが、殊に教育行政はますます国家主義的傾向が顕著になり、深刻な事態になっています。

2012 年自民党日本国憲法改正草案は「新教育基本法」よりさらに“伝統ある日本国民”として行動することをわたしたちに求めます。「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」ものでなければならず、しかも「個人の尊重」ではなく「人として尊重」されるものでしかありません。「人権」の概念がここでは潰れているのです。そればかりかこの憲法を尊重擁護する義務をもつのは、まず国民とされており、立憲主義とは真っ向から対立する「改憲」案です。

70 年も変えられていない日本国憲法は古く、現在に合わせて変えるべきなどという一見もっともらしい言説もあります。しかし、日本国憲法は普遍的価値を貫く憲法であり、アメリカの研究者からも「今も最先端」と評価されている憲法です（朝日新聞 2012 年 5 月 3 日）。

もしこの草案のように憲法が変えられるならば、憲法上軍隊が認知され、「平和的生存権」という概念はなくなります。のみならず、わたしたちの生活はすべからく変わってしまいます。自衛隊の存在や「新教育基本法」、そして「改正」少年法など日本国憲法から言えば“異端の存在”がありますが、憲法が変わってしまえば、それらは異端でも違憲の存在でもなくなるのです。「公益のため」という理由でわたしたちの人権はいくらでも制限され、それにそった法律がいくらでも制定可能となります。

そんなことが許されるはずはありません。

この 70 年間、わたしたちは、日本国憲法を「わたしたちのもの」とすべく努力してきました。日本国憲法が掲げるものの多くはいまだ実現されていないものもありますから、さらに努力して充実させる必要があります。

わたしたちは宣言します。

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（13 条）。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（日本国憲法 12 条）。このことをわたしたちは銘記し、今後もこれに沿った行動をします。